

ものづくり補助金



NEW!! 中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）

基本要件

以下①～④の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行

要件①

付加価値額の年平均成長率が
+3.0%以上増加

要件②

1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
地域別最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上
又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

要件③

事業所内最低賃金が
地域別最低賃金+30円以上の水準

要件④

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画を公表等
(従業員21名以上の場合のみ)

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施するとともに、毎年、事業化状況報告の提出が必要となり、事業成果が確認されます。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。
※収益納付は求められません。

加点項目

- ①経営革新計画
- ②パートナーシップ構築宣言
- ③再生事業者
- ④DX認定
- ⑤健康経営優良法人認定
- ⑥技術情報管理認証
- ⑦J-Startup J-Startup地域版
- ⑧新規輸出1万者支援プログラム(グローバル枠のみ)
- ⑨事業継続力強化計画/連携事業継続力強化計画
- ⑩賃上げ 従業員及び役員の給与支給総額の年平均成長率が4.0%以上増加、及び事業所内最低賃金を毎年3月、地域別最低賃金より+40円以上の水準
- ⑪被用者保険
- ⑫えるぼし認定
- ⑬くるみん認定
- ⑭事業承継/M&A
- ⑮成長加速化マッチングサービス

減点項目

- ①補助金複数回利用者 過去3年間に本補助金の交付決定を1回受けている
- ②補助要件未達事業者 過去に本補助金の交付決定を受けたが基本要件(給与支給総額増加要件、最低賃金水準要件)を未達であった
- ③加点項目要件未達事業者 中小企業庁が所管する補助金で、賃上げに関する加点を受けたうえで採択されたにもかかわらず、申請した加点項目要件を未達成(事業化状況報告で未達が報告されてから18か月間)

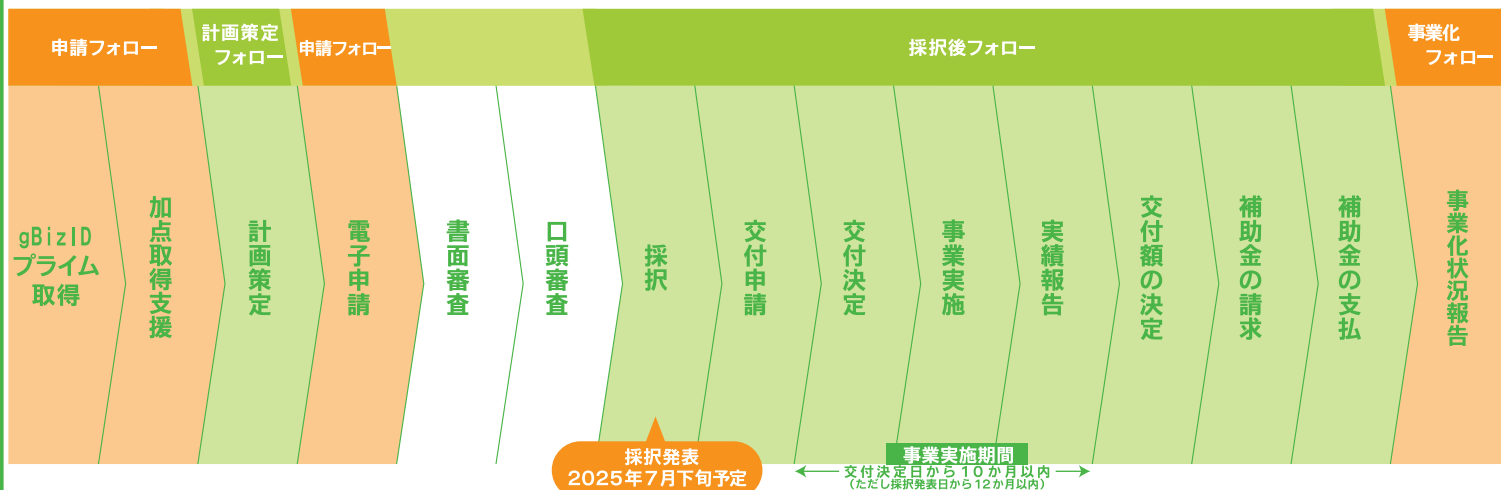
<大幅賃上げ特例>

補助上限額を100万～1,000万円上乘せ!

<最低賃金引上げ特例>

補助率を1/2→2/3に引き上げ!

-申請の流れ-



申請枠の種類



製品・サービス高付加価値化枠

革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化を支援

従業員数	補助上限額 [※]	補助率
5人以下	750万円（850万円）	中小企業 1/2
6～20人	1,000万円（1,250万円）	
21～50人	1,500万円（2,500万円）	小規模事業者 再生事業者 2/3
51人以上	2,500万円（3,500万円）	

※（）は大幅賃上げ特例適用後の上限額

グローバル枠

海外事業の実施による国内の生産性向上を支援

補助上限額 [※]	補助率
3,000万円（3,100万～4,000万円）	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

※（）は大幅賃上げ特例適用後の上限額

<大幅賃上げ特例>

下記①②両方の達成で、補助上限額を100万～1,000万円上乘せ

①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ②事業所内最低賃金が地域別最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業者は除く。

※①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。

<最低賃金引上げ特例>

下記を満たす場合、補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業者は除く）

2023年10月から2024年9月までの間で、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

補助対象経費

<共通>

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

<グローバル枠のみ>

海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費